

結核菌運搬方法

感染症法：特定病原体等の4種病原体等、カテゴリーA

特定病原体等を施設の外に移動するとき、
国連規格容器に入れなければならない：感染症法

連絡用紙

2011年3月3日現在

結核菌の遺伝子検査を結核研究所（結核菌情報科）に依頼するときの流れ

結核菌の運搬と検査に関わる**リスク管理責任**は検査依頼者にあることをご了承ください。

- ① 結核菌の型別（VNTR・RFLP・BCGと結核菌の鑑別）を依頼するとき、



事前に結核研究所（電話：042-493-5773）し、連絡用紙に必要事項を記入の上 FAX 又は mail する。検査と輸送にかかる費用は検査依頼者が負担。

- ② 結核研究所から輸送用セット（国連規格容器：国連番号 UN2814 用、輸送用培地、吸収材、ビニール袋、エアパッキング、復路のゆうパック送り状）が荷送人に着払い（場合によっては元払い）で送られてくる。
- ③ 輸送用セットが送られてきた後、安全キャビネット内にて輸送用培地に被検株を大きなコロン1か2個を移し、培地面にのばさず、コロンが見えるように接種し、培養しないで送る。培養は結核研究所に到着してから行い、安全な運搬のため、必要以上の菌量を送らない。
- 尚、すでに発育した培地を送る時、菌量が増えているため梱包に充分気をつける。特にゴム栓小川培地を送るとき、ゴムキャップに切れ目があるため、凝固水を安全キャビネット内にて抜いてゴム栓全体をビニールテープでシールする。
- ④ 輸送用培地（1次容器）を十分な吸収材に包み、ビニール袋に入れ、クッションとなるもので2次容器（プラスチック容器）内に固定する。やむを得ない事情で液体培地を送るときは事故などを想定して吸収材の次にペーパータオルを3枚程度重ねて巻く。



固形培地でも吸収材で包む



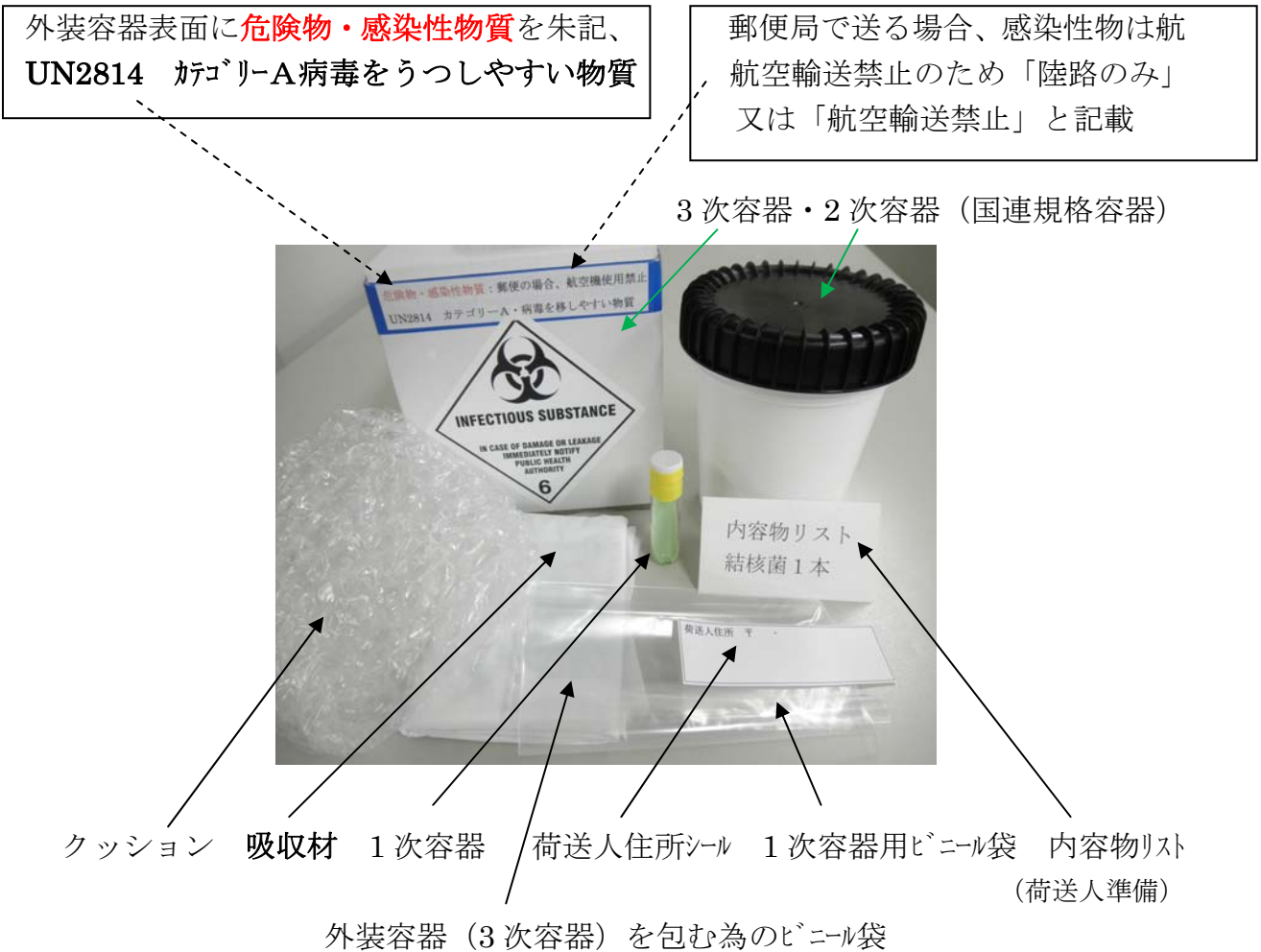
液体培地はさらにペーパータオルで包む

菌が発育している培地は非常に危険であるため取り扱い注意！！

- ⑤ 2次容器と内容物リスト（又は検査依頼書）を3次容器（外装容器：紙箱）に入れる。

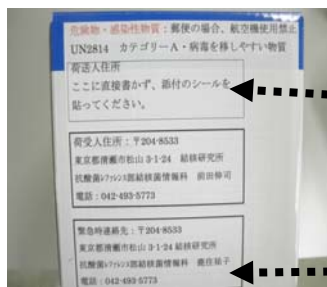
注意！！ 写真の容器に結核研究所結核菌情報科が送る輸送用一次容器は入りませんが、病院で使用している分離培地（小川培地）は入りません。ご相談ください。そのときは高さのある容器を送らせていただきます。

結核研究所から送られてくる輸送用セットの例



※他、必要事項記入済み復路用ゆうパック送り状

⑥ 国連規格容器の裏面に荷送人・荷受人・緊急時連絡先の住所を記入する。



※ 当研究所結核菌情報科に荷を送るとき別に添付する荷送人住所のシール（別に添付）に住所を書き（直接、荷送人住所を書き込まない）、箱に貼る。

緊急時連絡先（電話番号込み）

危険物・結核菌・・・バイオペ対策のため具体的な菌名を書かない

⑦ ゆうパック送り状の記載例（荷送人住所以外は結核研究所が記入）お届け通知に○

ゆうパック送り状の品名に UN2814 カテゴリーA 病毒を移しやすい物質、陸路のみと書いて 危険物・感染性物質 を朱記する。

こわれもの・なまもの・ビン類・逆さま厳禁などに ○ をしない。

郵便局から送る場合、窓口で「**陸路のみ**」又は「**航空輸送禁止**」と伝える

郵便局から送る場合、航空輸送を使用することはできない

正式なオーバーパック以外で紙袋・箱などに入れることは厳禁！！！！



ビニール袋に入れるが、外側からラベルとマーキングが見えるようにする



- ⑧ 国連規格容器は再利用するため、必要事項以外は記入せず、同封のビニール袋に入れ、ゆうパック送り状を外側に貼る。
- ⑨ 検査終了後に結核研究所から報告書と共に請求書（VNTR・RFLP）が検査依頼者に送られる。

送る手段

1. 陸路のみの場合・・・郵便局のゆうパック、航空貨物、病院など施設の車など
2. 航空機を使用する場合・・・日通航空（日本通運：電話 03-5569-2265）のような航空貨物で行うことができる。ただし、航空会社に対して**危険物申告**を行うため予め運搬者に特定病原体等・感染性物質であることを告げる。

2011年2月現在、特定病原体等を含む感染性物質は宅配で運搬することはできない。



注意

国連規格容器を紛失した場合、1万円を請求いたします

検査依頼者が国連規格容器を購入した場合
そのままでは使うことができません

容器への**ラベリング・マーキング**は大丈夫ですか

- ① 外装容器に危険物ラベルを貼り、国連シンボル（国連規格容器には箱の外側に印刷されている）などのマーキングの確認。そして必要事項の記入。
- ② 使用後に国連規格容器を荷送人に送り返す必要がある場合、書面にて知らせる。
- ③ 菌株の受領書が必要な場合は菌株送付時に同封する。

MDR-TB 多剤耐性結核菌の運搬
特定病原体等：3種病原体等

MDR-TB の場合、都道府県の公安委員会への手続きなど
輸送方法が異なるため、結核研究所に相談する。

運搬手段：航空機（航空貨物）・車（荷送人・荷受人・保健所など関係施設の車、航空貨物）

参考資料

厚生労働省のホームページで感染症法に基づく**特定病原体等の管理規制**、
または、**安全運搬マニュアル**を検索すると書かれている。

WHO：感染性物質の輸送規則に関するガイドンス（翻訳・監修 国立感染症研究所）



結核菌の運搬についての問い合わせ先：

結核予防会結核研究所抗酸菌レファレンス部結核菌情報科

鹿住祐子 kazumi@jata.or.jp 電話：042-493-5773